

第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所及び県民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生する恐れがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。この際、地区区分を基本とした各種施策を実施して地域のコミュニティ（絆）の確保に留意する。

第1節 防災関係機関の活動

地震発生時の市、県及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

1 市

区分	内 容	
災害対策本部	災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。 市長は、地震災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めた時は、御殿場市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。
	組織及び所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の編成及び運営は、御殿場市地域防災計画（共通対策の巻）の定めに従う。 災害対策本部及び支部が所掌する事務の主なものは次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ウ 消防、水防その他の応急措置 エ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊等の受入 オ 被災者の救助、救護、その他の保護 カ 施設及び設備の応急の復旧 キ 防疫その他の保健衛生 ク 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定 ケ 緊急輸送の実施 コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 サ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 シ 自主防災組織との連携及び指導 ス ボランティアの受入れ
	職員動員及び配備	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部が設置されたときは、本部室構成員は直ちに本部室に集合して災害応急対策にあたる。 災害対策本部の各部長・各支部長及び班長は、直ちに災害応急対策にあたる。 各支部及び上記以外の職員は所定の場所へ速やかに参集し、班長の指示のもとに災害応急対策にあたる。 災害により登庁できない職員は、登庁可能となるまでの間、最寄りの支部に参集し、支部長の指示のもとに災害応急対策にあたる。
消防機関の措置	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火・救急・救助活動 ウ 地域住民等への避難の勧告又は指示の伝達 エ 火災予防の広報

消 防 団	ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動及び救助活動 ウ 一次避難地の安全確保及び避難路の確保 エ 地域住民等の避難地への誘導 オ 危険区域からの避難の確認 カ 自主防災組織との連携、指導、支援
広域行政組合	消防長は、地震が発生したときは、消防本部・消防署に警防本部を設置する。組織及び所掌事務は消防計画による。

2 防災関係機関

防災関係機関は、災害応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
財務省東海財務局 (静岡財務事務所沼津出張所)	ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産(普通財産)を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省静岡労働局	ア 事業所等の被災状況の把握 イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
林野庁関東森林管理局	県及び市からの要請に対する災害復旧用材(国有林材)の供給
経済産業省関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること エ ガスの安定供給に関すること
経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 電気の安全確保に関すること ウ ガスの安全確保に関すること
国土交通省中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	管轄する道路について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 ア 施設対策等 (ア) 道路施設対策等 (イ) 営繕施設対策等 (ウ) 電気通信施設対策等 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ 他機関との協力 オ 広報
国土交通省中部運輸局	・陸上輸送に関すること ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置 イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん
国土地理院中部地方測量部	<u>ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</u> <u>イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</u> <u>ウ 地理情報システムの活用を図る。</u>

気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)	<p>ア 地震情報(東海地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説</p> <p>イ 異常現象(地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置</p> <p>ウ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</p> <p>エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p>
-------------------------	--

(2) 指定公共機関

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
日本郵便株式会社東海支社 (御殿場郵便局)	<p>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施</p> <p>(ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</p> <p>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</p>
日本赤十字社静岡県支部	<p>ア 医療、助産及び遺体措置に関すること</p> <p>イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</p> <p>ウ 被災者に対する救援物資の配布</p> <p>エ 義援金の募集</p> <p>オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</p>
中日本高速道路株式会社 (東京支社御殿場保全サービスセンター)	<p>ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡</p> <p>イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施</p> <p>ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力</p> <p>エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力</p>
東海旅客鉄道株式会社 (静岡支社御殿場駅)	<p>ア 災害時における応急救護活動</p> <p>イ 応急復旧用資材等の確保</p> <p>ウ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導</p> <p>エ 鉄道施設の早期復旧</p>
西日本電信電話株式会社 (沼津支店) 株式会社NTTドコモ東海支社静岡支店	<p>ア 防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保</p> <p>イ 被害施設の早期復旧</p> <p>ウ 災害用伝言ダイヤル117、災害用伝言版Web171及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供</p>
日本通運株式会社 (御殿場営業所) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	緊急輸送車両の確保及び運行
東京電力パワーグリッド株式会社	<p>ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報</p> <p>イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、<u>インターネットホームページ</u>等を利用したの広報</p>
KDDI株式会社(静岡支店) ソフトバンク株式会社	<p>ア 地震情報(東海地震予知情報を含む。)の伝達</p> <p>イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施</p>
一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(3) 指定地方公共機関

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び社団法人静岡県看護協会を除く。） ウ 災害時口腔ケアの実施（社団法人静岡県歯科医師会）
御殿場瓦斯株式会社	ア 二次災害の発生防止のための緊急遮断 イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ウ 必要に応じて代替燃料の供給 エ 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LPGガス協会(東部支部御殿場地区会)	ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報 イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
静岡県道路公社	ア 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送
一般社団法人静岡県トラック協会 (御殿場支部)	協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行
土地改良区	ア 用水の緊急遮断 イ 災害応急復旧の実施 ウ 地震発生時に消防機関が行う消火活動への協
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の損害調査及び復旧に関する協力
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力

(4) 公共的団体

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
一般社団法人御殿場市医師会 静岡県北駿薬剤師会 駿東歯科医師会	医療救護施設等における医療救護活動の連絡調整
御殿場農業協同組合	ア 被災農家に対する融資のあっせん及び共催事業の実施 イ 種苗及び肥料の確保 ウ 被災農家に対する営農指導
御殿場市商工会	物資の供給、物価の安定への協力
富士急行株式会社 箱根登山バス株式会社 小田急箱根高速バス(株) JRバス関東株式会社 JR東海バス株式会社 京浜急行バス株式会社	災害発生時の防御及び災害の拡大防止のための緊急措置事項

第2節 情報活動

(共通対策の巻 第3章災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。)

第3節 広報活動

(共通対策の巻 第3章災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

第4節 緊急輸送活動

災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 市

緊急輸送対策の 基本方針	<p>(1) 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。</p> <p>(2) 緊急輸送は市民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。</p> <p>(3) 市内で輸送手段等の調整ができないときは、東部方面本部に協力を要請する。</p> <p>(4) 市の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市が行うことを原則とする。</p> <p>(5) 市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。</p> <p>(6) 市は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。</p>
緊急輸送の 対象とする人員、 物資等	<p>ア 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者</p> <p>イ 医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする者</p> <p>ウ 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資</p> <p>エ リ災者を受け入れるため必要な資機材</p> <p>オ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材</p> <p>カ その他市長が必要と認めるもの</p>
緊急輸送体制の 確立	<ul style="list-style-type: none"> 交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。 なお、緊急輸送計画の作成に当たっては乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量を勘案する。

(1) 陸上輸送体制

区分	内容
輸送路の確保	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 災害対策本部は、緊急輸送ルート上の被害状況を把握し、通行可否を確認する。 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された第1次、第2次、第3次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。
輸送手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送は、自衛隊、東海旅客鉄道株式会社、日本通運株式会社等の協力を得て次の車両により行う。 市長は市内において輸送手段の調達ができない場合は、東部方面本部に協力を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 市有車両 イ 自衛隊の車両 ウ 鉄道輸送会社等の車両 鉄道輸送会社等との連絡体制は、「共通対策の巻」による。 エ 運送業者等の車両
集積所及び要員の 確保	<ul style="list-style-type: none"> 物資の集積場所は、市体育館とする。 緊急物資の集積配分等を円滑に行うため、物資集積場所に市職員を派遣する。 在庫配分を管理できる人材の確保（輸送業者との協定締結）

(2) 航空輸送体制

区 分	内 容
輸送施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。 ・災害対策本部は、あらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、県に報告する。 ・一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。
輸送の手段	緊急輸送は、他都道府県等及び自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 自衛隊等の航空機 イ 県及び県警察のヘリコプター ウ 他の都道府県等のヘリコプター エ 赤十字飛行隊及び民間の航空機
緊急物資集積場所及び要員の確保	市は集積場所を確保するとともに、必要に応じ連絡調整にあたるため、市職員を派遣する。

(3) 燃料確保対策

- ・市有車両、その他市の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努め、供給の優先順位を定めておく。
- ・必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。

(4) 輸送の調整等

- ・市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部において調整を行う。なお、この場合、次により調整することを原則とする。

優先順位	内 容
第1順位	市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第2順位	災害の拡大防止のために必要な輸送
第3順位	災害応急対策のために必要な輸送

- ・「災害救助法」適用に基づく市の実施事項については「共通対策の巻」による。

2 防災関係機関の緊急輸送

実施主体	内 容
防災関係機関	防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。
国土交通省中部運輸局	中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出勤可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

第5節 広域応援活動

広域激甚な災害に対応する県、他の市町村、自衛隊等の応援活動の概要を示す。

災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

1 市の応援活動

(1) 市の応援要請

区 分	内 容
知事等に対する 応援要請等	市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項
他の市町長に 対する応援要請	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。 「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(2) 応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が市外から必要な応援要員を導入した場合、市長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

2 自衛隊の支援

市長は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、自衛隊法第83条第1項に基づき支援を要請する事項等を明らかにして知事に対して派遣要請の要求をするものとする。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

(1) 派遣要請

区 分	内 容
要 請 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握 イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助 ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助 エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動 オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動 カ 道路又は水路の確保の措置 キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫 ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援 コ 防災要員等の輸送 サ 連絡幹部の派遣 シ その他市長が必要と認める事項
市長の災害 派遣要請の 要 求	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害の情况及び派遣を要請する理由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。 また、知事への要求ができない場合は、その旨及び地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、富士教導団特科教導隊長等に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

(2) 自衛隊との連絡

市長は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊第34普通科連隊及び富士教導団特科教導隊と密接な情報交換を行う。

(3) 受入れ体制・撤収要請・経費区分

区 分	内 容
災害派遣部隊の受入れ体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。 ・市長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。 ・市長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。
災害派遣部隊の撤収要請	市長は、派遣部隊の長及び自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなると認めた場合は、知事に対して、派遣部隊の撤収を要請する。
経費の負担区分	自衛隊が災害応急対策又は、災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品等は、原則として当該市町が負担するものとする。

3 緊急消防援助隊、医療応援班、災害派遣医療チーム(DMAT)、警察(広域緊急救助隊)等の支援

市長は、災害応急対策を実施するため、緊急消防援助隊等の支援の必要があると認めるときは、次の事項を示し、知事に対して派遣要請の要求をするものとする。

応援を必要とする理由、人員、資機材、場所、期間、その他応援に関し必要な事項

4 広域応援部隊の一元的な運用調整

広域応援部隊の適切な運用を図るため、災害対策本部において応援部隊調整ミーティングを実施する。医療関係(医療応援班、災害医療派遣チーム、赤十字)については、医療救護本部で調整を実施する。

第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、市、自主防災組織並びに市民が実施すべき事項を示す。

降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止対策を講じることとする。

1 消防活動

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

基本方針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。 (2) 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。 (3) 消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための市消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。 (4) 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
------	---

実施主体	内 容	
消防本部及び消防団	火災発生状況等の把握	消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。 ア 延焼火災の状況 イ 自主防災組織の活動状況 ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路 エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況
	消防活動の留意事項	消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。 ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。 イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。 ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。 エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。 オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。
事業所（研究室、実験室を含む。）	火災予防措置	火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
	火災が発生した場合の措置	・自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。 ・必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
	災害拡大防止措置	・都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。 ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。 イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。 ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。 	
市民の活動	火気の遮断	使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。
	初期消火活動	火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

2 水防活動

地震による洪水に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、県及び市町の水防計画の定めるところによる。

区 分	内 容
水防管理者及び水防管理団体の活動	<ul style="list-style-type: none"> 地震による洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、市長又は市長の命を受けた職員は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を御殿場警察署長に通知する。 水防管理者又は消防機関の長は、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。

水防活動の 応援要請	<p>市長は、必要があるときは、次の事項を示し、県に自衛隊の派遣要請を要求する。また、水防のために必要があるときは、御殿場警察署長に対して警察官の出動を要請する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 期間その他応援に必要な事項</p>
---------------	--

3 人命の救出活動

基本方針	<p>(1) 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。</p> <p>(2) 県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。</p> <p>(3) 県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。</p> <p>(4) 市は、市の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。</p> <p>(5) 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。</p> <p>(6) 自衛隊の救出活動は「第5節 広域応援活動」の定めるところにより行う。</p> <p>(7) 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</p>
------	---

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を動員し負傷者等を救出する。 ・市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項
自主防災組織、 事業所等	<p>自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。</p> <p>(1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。</p> <p>(2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。</p> <p>(3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。</p> <p>(4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し早期救出を図る。</p> <p>(5) 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察と連絡をとりその指導を受けるものとする。</p>

4 被災建築物等に対する安全対策

地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、次の安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施する。

(1) 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体	内 容				
市	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">建築物</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 ・併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。 </td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">宅地等</td> <td> <p>市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。</p> </td> </tr> </table>	建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 ・併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。 	宅地等	<p>市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。</p>
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 ・併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。 				
宅地等	<p>市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。</p>				

市民	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
----	--

(2) アスベスト飛散防止対策

災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成19年8月 環境省水・大気環境局大気環境課)を参考にアスベスト飛散防止対策等を講ずる。

第7節 避難活動

地震災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

1 避難対策

(1) 基本方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。 (2) 災害が発生した場合の避難は、在宅避難が最良であり、それができない場合に、先ず地域コミュニティーセンター等に避難し、その次に市指定の避難所に避難することを基本とする。 (3) 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。 (4) 避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。 |
|---|

(2) 情報・広報活動

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 市及び防災関係機関は、地震等に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「第2節 情報活動」に準ずる。 市及び防災関係機関は、地震等に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「第3節 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。 住民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り地震等に関する情報を入手するよう努める。 |
|---|

(3) 避難のための勧告・指示

区 分	内 容
勧告・指示の基準	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をする。また危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をする。 警察官は、市長(権限の委任を受けた職員を含む。)が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難の勧告又は指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場に行かない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。
勧告・指示の内容	<p>避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 避難の勧告・指示が出された地域名 イ 避難路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項
勧告・指示の伝達方法	<p>市長又は知事は、避難の勧告又は指示をしたときは、直ちに勧告又は指示が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により広報するほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。</p>

(4) 警戒区域の設定

区 分	内 容
設 定 の 基 準	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 警察官は市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は直ちにその旨を市長に通知する。 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市町の職員を含む。）、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。
規 制 内 容 実 施 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 市長、警察官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。 市長、警察官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(5) 避難方法等

区 分	内 容
避難地への市職員等の配置	市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（広域行政組合消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
避難方法	<p>災害の状況により異なるが原則として次により避難する。</p> <p>要避難地区で避難を要する場合</p> <p>ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域</p> <p>(ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。</p> <p>(イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。</p> <p>(ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により避難地へ避難する。</p> <p>(エ) 避難した住民等は、当該避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て他の指定避難地へ避難する。</p> <p>イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。</p> <p>その他の区域で避難を要する場合</p> <p>住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p>
幹線避難路の確保	市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	<ul style="list-style-type: none"> 要請等により避難地に配置された市職員又は警察官は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集 イ 地震等に関する情報の伝達 ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等） エ 必要な応急救護 オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。
避難状況の報告	「第4章 地震防災応急対策 第7節 避難活動 1 避難対策」の項の「避難状況の報告」に準ずる。

2 避難所の設置及び避難生活

(1) 基本方針

市は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

避難所の運営に当たっては、「避難所運営マニュアル」を参考とし、要配慮者等に配慮するものとする。

(2) 避難所の設置及び避難生活

区 分	内 容	
避難生活者	避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。	
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 山・がけ崩れ等の危険のない地域に設置する。 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校、体育館、公民館等の公共建築物 イ あらかじめ協定した民間の建築物 ウ 避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。） 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域の避難場所を維持することの適否を検討するものとする。 	
福祉避難所、 2次的避難所	市	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。 福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。 避難した災害時要援護者の名簿の整備や活用へのコンセンサス確保に努める。
	県	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 この避難所は市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。
設置期間	市長は、地震情報、降雨等による災害発生危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況を勘案し、県と協議して設置期間を決める。	
避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> 市は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を設置する。 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市職員（避難所派遣職員）を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、時間の経過に伴うニーズの変化、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 自主防災組織は、避難所を自主的に運営し、市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。この際、在宅避難者の確実な把握に努める。 市は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法に基づく市の実施事項は「共通対策の巻」による。 市管理施設の避難所としての利用については、「共通対策の巻」による。 	

3 帰宅困難者への対応

行楽地での帰宅困難者（観光客）については、当該事業所での対応を基本とする。JR御殿場線の不通による駅周辺の帰宅困難者については、指定した避難所、ホテル、旅館等に避難させる。

4 広域避難

第4次地震被害想定で示される避難者を市内で収容しきれない場合、市外さらには県外に避難することになる。

5 他の市町からの避難者受入れ

3連動地震（津波等）により、被災した沿岸市町からの避難者を市指定避難所等に受け入れる。その場合の受入可能な避難者数は、本市の避難者の収容状況により判断することになる。

第8節 社会秩序を維持する活動

（共通対策の巻 第3章災害応急対策計画 第17節「社会秩序維持計画」に準ずる。）

第9節 交通の確保対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、陸上交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。

1 陸上交通の確保

(1) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
緊急地震速報を聞いたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。 ・急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。 ・大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。
地震が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 ・避難のために車両を使用しないこと。 ・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 (イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所 イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

(2) 県、県公安委員会（県警察）、道路管理者等

区 分	内 容	
情報の収集	市は、国土交通省、中日本高速道路株式会社、県、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。	
陸上交通確保の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 御殿場警察署は、緊急交通を確保するため、区域または道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。 この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。 御殿場警察署及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。 	
交通規制の実施	初動の措置	<ul style="list-style-type: none"> 警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要の限度において交通規制を行う。 御殿場警察署は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。
	緊急輸送路等の確保	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。
	交通規制実施後の広報	御殿場警察署は、交通規制を実施した場合、県警察本部、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。
道路交通確保の措置	道路交通確保の実施体制	道路管理者及び御殿場警察署は他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。
	道路施設の復旧	道路管理者は、御殿場市建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。
	交通安全施設の復旧	御殿場警察署は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。
	警察官の措置命令等	<p>ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>ウ 警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>エ 警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置を取ることを命じ、又は自ら当該措置を取るることができる。</p>
	除去障害物の処分	<ul style="list-style-type: none"> 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

<p>県知事又は県公安委員会（県警察）による緊急通行車両の確認等</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 緊急通行車両の確認は、「災害対策基本法」第50条第1項に掲げる災害応急対策に従事する車両について行う。 • 緊急通行車両の確認事務手続き <ul style="list-style-type: none"> ア 確認事務処理、受付、手続等は別に定める イ 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続きについては、別に定める。 ウ 警戒宣言発令時に交付した緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書は、地震発生後においては、「災害対策基本法施行令」第33条第2項の規定による緊急標章及び緊急通行車両確認証明書とみなす。
<p>鉄道確保の措置</p>	<p>崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の仮設等応急工事を行う。</p>

第10節 地域への救援活動

日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体搜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について市、自主防災組織、市民等が実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

<p>緊急物資の確保計画量</p>	<p>市は、別に定める各品目ごとの必要量を確保するよう努め、市の防災倉庫に計画的に備蓄する。大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。</p>
-------------------	---

実施主体	内 容
<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。 • 市の防災倉庫に備蓄品を計画的に備蓄する。 • 緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、必要に応じ次の事項を示して県に調達、又はあっせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 調達又はあっせんを必要とする理由 イ 必要な緊急物資の品目及び数量 ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 エ 連絡課及び連絡責任者 オ 荷役作業員の派遣の必要の有無 カ 経費負担区分 キ その他参考となる事項 • 緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 • 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。 • 緊急物資の輸送は、当該物資調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画に定めるところにより輸送する。 • 災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて協定を締結した物資保有者の緊急物資の在庫量の把握を行う。
<p>市民及び自主防災組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 緊急物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。 • 自主防災組織は市が行う緊急物資の配分に協力する。 • 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

2 給水活動

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。 市長は、市内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 給水を必要とする人員 イ 給水を必要とする期間及び給水量 ウ 給水する場所 エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量 オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。 地震発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。
市民及び 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 地震発生後4日目から7日目までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

3 燃料の確保

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> 市は炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。 市長は、炊き出しに必要とするLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 必要なLPガスの量 イ 必要な器具の種類及び個数 ガソリン等の燃料の確保と供給の優先順位を定めておく。
市民及び 自主防災組織	地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。

4 医療救護活動

(1) 基本方針

<p>(1) 市は、市域内の医療救護を行うため医療救護本部を設置し、救護所を開設する。また、あらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。</p> <p>(2) 市は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。</p> <p>(3) 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。</p> <p>(4) 重症患者の広域搬送を県に要請する場合、最寄りのヘリポートまで重症患者を搬送する。</p> <p>(5) 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、救護班の派遣等を行うものとする。</p>
--

(2) 医療救護本部、救護所及び救護病院

区 分	内 容
医療救護本部	設 置 市は、地震による災害が発生したとき、医療救護活動を統括する拠点として医療救護本部を置く。

	活動	ア 医療救護施設の開閉 イ 医療救護施設及び災害対策本部との連絡調整 ウ 医療救護施設の医師等や医薬品等の確保 エ 医療救護活動記録の取りまとめ及び報告 オ その他必要な事項
救護所	設置	市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項
救護病院	設置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 重症患者の災害拠点病院、広域搬送拠点へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項

(3) 市、市民及び自主防災組織

実施主体	内 容
市	<p>あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。 ・ 傷病者を必要に応じ、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。 ・ 傷病者の受入に当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。 ・ 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。 ・ 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。 ・ 市長は、救護病院において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 必要な医療応援班数 イ 救護班の派遣場所 ウ その他必要事項 ・ 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。
市民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。 ・ 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

5 し尿処理

基本方針	し尿の処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「災害廃棄物処理計画」を作成し、迅速・適正に処理する。
------	--

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。 ・ 仮設便所等のし尿の収集・処理体制を速やかに整備するとともに、必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。 ・ 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。

広域行政組合	・速やかにし尿処理施設の応急復旧に努める。
市民及び 自主防災組織	・下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。 ・自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

6 廃棄物（生活系）処理

基本方針	生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「災害廃棄物処理計画」を作成し、円滑な処理の実施を図る。
------	--

実施主体	内 容
市	・被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに収集体制を住民に広報する。 ・収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
広域行政組合	・速やかにごみ処理施設の応急復旧に努める。
自主防災組織	・地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。 ・仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
市民	・ごみの分別、搬出については、市町の指導に従う。 ・河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

7 災害廃棄物

基本方針	がれき・残骸物処理を迅速・適正に処理するため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生するがれき・残骸物等の処理マニュアルの作成に努め、応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処分を行うものとする。 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。
------	--

実施主体	内 容	
市	災害廃棄物処理 対策組織の設置	市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
	情報の収集	市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 ア 家屋の倒壊に伴う解体件数 イ ごみ処理施設等の被災状況 ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況 エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計 オ 仮置場、仮設処理場の確保状況
	発生量の推計	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
	仮置場、仮設 処理場の確保	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
	処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
	関係団体への 協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
	災害廃棄物の 処理の実施	県が示す処理方針に基づき、また事前に策定した市がれき・残骸物処理計画に則し、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。
企業	解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
		・自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 ・市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行う。 ・河川、道路及び谷間等に投棄しない。
-----	---

8 防疫活動

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・知事の指示により必要な防疫活動を行う。 ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下この項において「法」という。）第31条に基づき、知事により生活用水の供給を制限又は禁止する措置が講じられた場合、市民に対し生活用水の供給を行う。 ・防疫薬品が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。 ・厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。 ・県（御殿場健康福祉センター）と協力し市は、次の措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 法第17条に基づく健康診断を実施し、患者及び保菌者を早期発見することで感染症の蔓延防止を図る。 イ 感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするため法第15条に基づく調査を実施する。
市民及び自主防災組織	飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。
関係団体	飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

- 地震の被災地においては、食品加工施設等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

9 遺体の搜索及び措置

基本方針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。 (2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。 (3) 県は、市町の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市町に助言する。 (4) 当該地域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。 (5) 市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。 (6) 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。 (7) 県は、市が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。
------	--

実施主体	内 容	
市	遺体の搜索	市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。
	遺体収容施設	設置 市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。
		活動 市は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。
遺体の措置	市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な措置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。	

	広域火葬	大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。
	県への要請	市長は、遺体の搜索、措置、火葬について、当該市町で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要請する。 ア 搜索、措置、火葬に必要な職員数 イ 搜索が必要な地域 ウ 火葬施設の使用可否 エ 必要な輸送車両の台数 オ 遺体措置に必要な器材、資材の数量 カ 広域火葬の応援が必要な遺体数
市民及び自主防災組織		行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。

10 応急住宅の確保

基本方針	避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。
------	---

区 分	内 容	
被害状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。	
体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。	
応急仮設住宅の確保	応急仮設住宅の建設	<ul style="list-style-type: none"> 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。
	応急借上げ住宅の借り上げ	<ul style="list-style-type: none"> 借上げを県から委託された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。
応急仮設住宅の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニケーションの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。 	
応急住宅の入居者の認定	<ul style="list-style-type: none"> 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。 	
市営住宅等の一時入居	市営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。	
応急住宅の管理	<ul style="list-style-type: none"> 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。 	
住宅の応急修理	建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。	

<p>建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請</p>	<p>・市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。</p> <table border="1" data-bbox="510 235 1289 631"> <tr> <td data-bbox="510 235 758 425"> <p>応急仮設住宅の場合</p> </td> <td data-bbox="758 235 1289 425"> <p>① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 425 758 631"> <p>住宅応急修理の場合</p> </td> <td data-bbox="758 425 1289 631"> <p>① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</p> </td> </tr> </table> <p>・市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。</p>	<p>応急仮設住宅の場合</p>	<p>① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</p>	<p>住宅応急修理の場合</p>	<p>① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</p>
<p>応急仮設住宅の場合</p>	<p>① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</p>				
<p>住宅応急修理の場合</p>	<p>① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</p>				
<p>住居等に流入した土石等障害物の除去</p>	<p>・住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。</p> <p>ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別） イ 除去に必要な人員 ウ 除去に必要な期間 エ 除去に必要な機械器具の品目別数量 オ 除去した障害物の集積場所の有無</p>				

1.1 ボランティア活動への支援

<p>基本方針</p>	<p>応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアル（災害時のボランティア受入れ手引き）を踏まえ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える。</p>
-------------	--

実施主体	内 容	
<p>市</p>	<p>市災害ボランティア本部の設置、運用</p>	<p>・市は、災害対策本部を設置した場合、交流センター「ふじざくら」に市社会福祉協議会等が主体となった、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティア本部を設置する。 ・市災害ボランティア本部は、市社会福祉協議会ボランティアセンターの職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 ・市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市災害ボランティア本部に配置し、その活動を支援する。</p>
	<p>ボランティア活動拠点の設置</p>	<p>・市は、必要に応じ、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握及びボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 ・市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</p>
	<p>ボランティア団体等に対する情報の提供</p>	<p>市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。</p>
	<p>ボランティア活動資機材の提供</p>	<p>市は、市災害ボランティア本部及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。</p>

第11節 学校における災害応急対策及び応急教育

幼稚園、小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

1 基本方針

- (1) 教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。また、市は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。
- (2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、共通対策の巻による。
- (3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

区 分	内 容														
災 害 応 急 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 ・計画に定める項目は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校の防災組織と教職員の任務 イ 教職員動員計画 ウ 情報連絡活動 エ 生徒等の安全確保のための措置 オ その他、「学校の地震防災対策マニュアル」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策 														
応 急 教 育	<p>計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td>施設・設備の確保</td> <td>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 ・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。</td> </tr> <tr> <td>教育再開の決定・連絡</td> <td>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 ・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</td> </tr> <tr> <td>教育環境の整備</td> <td>・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</td> </tr> <tr> <td>給食業務の再開</td> <td>・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</td> </tr> <tr> <td>学校が地域の避難所となる場合の対応</td> <td>・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 ・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市町等と必要な協議を行う。</td> </tr> <tr> <td>生徒等の心のケア</td> <td>・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。</td> </tr> </tbody> </table>	被害状況の把握	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。	施設・設備の確保	・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 ・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。	教育再開の決定・連絡	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 ・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。	教育環境の整備	・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。	給食業務の再開	・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。	学校が地域の避難所となる場合の対応	・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 ・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市町等と必要な協議を行う。	生徒等の心のケア	・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。
被害状況の把握	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。														
施設・設備の確保	・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 ・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。														
教育再開の決定・連絡	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 ・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。														
教育環境の整備	・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。														
給食業務の再開	・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。														
学校が地域の避難所となる場合の対応	・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 ・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市町等と必要な協議を行う。														
生徒等の心のケア	・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。														

第12節 被災者の生活再建等への支援

り災者のうち援助を必要とする住民に対して、生活保護の適用、福祉資金その他の資金の貸付等の援助を迅速に行い、保護を図る。

1 基本方針

- (1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 県（御殿場健康福祉センター）は、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
- (4) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

2 実施事項

区 分	内 容			
市が実施する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・り災した社会福祉施設入所者を他の施設等へ一時保護する場合のあっせん ・生活困窮者に対する生活保護の緊急適用 			
市が民間の協力を得て実施する事項	り災者に対する生活相談	実施機関	市（被害が大きい場合は県と共催）	
		相談種目	生活、資金、法律、健康、身上等の相談	
		協力機関	県、社会福祉協議会（市、県）、法テラス静岡、日本赤十字社静岡県支部、民生委員・児童委員、その他関係機関	
	り災母子・寡婦世帯に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県（健康福祉センター）	
		協力機関	市、民生委員・児童委員、母子福祉協力員	
		貸付額	「母子及び寡婦福祉法施行令(昭和56年法律第79号)」第7条に規定する額	
	り災身体障害児者に対する補装具の交付等	実施機関	児 童	市、県
			18歳以上	市
		協力機関	児 童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員
			18歳以上	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
		対 象	り災身体障害児者	
	交付等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 ・災害により負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生(育成)医療の給付 ・り災身体障害児者の更生相談 		
	義援金の募集及び配分	実施機関	市、県	
		協力機関	教育委員会（市、県）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（市、県）、報道機関、その他関係機関	
募集方法		災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け協議決定する。		
配分方法		関係機関により構成する配分委員会を設け、協議決定する。		
義援品の受入れ	実施機関	市、県		
	協力機関	報道機関、その他関係機関		
	受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。		
民間団体等が他の協力を得て実施する事項	り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け			
	実施機関	社会福祉協議会（市、県）		
	協力機関	市、県、民生委員・児童委員		
	貸付額	「生活福祉資金貸付制度要綱」第5に規定する額		

第13節 市有施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 市防災行政無線

区 分	内 容
同時通報用無線	基地局施設の作動状態を確認し、障害がある場合又は屋外子局に障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかに復旧措置を講ずる。また、遠隔制御器には、発電機電源を接続し、通信体制の万全を図る。
市防災行政無線	<p>(1) 基地局の機能確保 基地局施設の作動状況を確認し、障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかに復旧措置を講じ、移動局との通信を確保する。</p> <p>(2) 試験通話 別に定める防災行政無線運営要領に従って、基地局及び各移動局について試験通話を行い、無線通信体制の円滑化を図るものとする。</p> <p>(3) 県防災行政無線 市に設置してある県防災行政無線の端末機（ファクシミリを含む。）についても作動状況を確認し、障害がある場合は、速やかに復旧措置を講ずるよう東部方面本部に要請するとともに、東部方面本部との連絡に支障がある場合は、災害復旧用無線電話等を活用し、緊急連絡を行う。</p>

2 公共施設等

区 分	内 容
道 路	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡 道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止 御殿場警察署及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施 緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
河 川	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡 パトロール等により被害情報の収集、管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止 従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施 施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
砂防、地すべり及び急傾斜地等	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡 パトロールや砂防ボランティア・地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止 2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急工事の実施 2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。
ため池及び用水路	被害状況の把握 ため池及び用水路の被害状況を調査する。
	応急措置の実施及び下流域の市町又は警察署長への必要な措置の要請 施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれがある下流域の市町長又は警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講ずる。

災害応急対策上重要な庁舎等	被害状況の把握	庁舎管理者は、本部（本庁）、支部（支所等）及びその他災害応急対策上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
	緊急措置の実施	施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。
危険物保有施設	発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な緊急措置を講ずる。	
水道用水供給及び工業用水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。 ・被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。 	

3 コンピュータ

- (1) コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

市民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

区 分	内 容
水道	<ul style="list-style-type: none"> ア 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 ウ 配管の仮設等による応急給水に努める。 エ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。
電力 東京電力パワーグリッド株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ア 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 イ 電力が不足する場合は、<u>電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。</u> ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
ガス ・御殿場瓦斯株式会社 ・社団法人静岡県LPGガス協会東部支部御殿場地区会	<ul style="list-style-type: none"> ア 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により60カインを目途に、ガスの供給を停止する。 イ 都市ガス及びLPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 ウ 都市ガス及びLPガスの施設の安全点検を実施する。 エ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。 オ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。 カ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
通信 西日本電信電話株式会社沼津支店	<ul style="list-style-type: none"> ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171サービスを提供する。 (ウ) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ウ 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

	株式会社NTT ドコモ東海支社 静岡支店	<p>ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。</p> <p>(7) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。</p> <p>(1) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。</p> <p>ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。</p> <p>エ 通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>
放送	(日本放送協会、 民間放送会社)	<p>ア 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。</p> <p>ウ 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。</p>
市中金融		<p>ア 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。</p> <p>ウ 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。</p> <p>(7) 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等</p> <p>(1) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い</p> <p>(9) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等</p>
鉄 道		<p>ア 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。</p> <p>ウ 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>
道 路		<p>ア 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。</p> <p>イ 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。</p> <p>ウ 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。</p> <p>エ 道路管理者は、交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、御殿場警察署に対し応急復旧工事の実施を要請する。</p>

第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策、東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策との整合性の確保に留意する。

1 各施設・事業所に共通の事項

○各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

共通事項	災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項 ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制 イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
	出火防止措置、消防用施設等の点検
	その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

○各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

施設・事業所	計画において定める個別の事項
病院、診療所、百貨店、スーパー等	ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 イ 地震及び津波に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。 ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業	利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設	避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な災害時要援護者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
水道、電気及びガス事業	水 道 水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。
	電 気 火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。
	ガ ス 火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。